

第7節 郵政行政の展開

1 郵政民営化の円滑かつ確実な実施

郵政民営化は、郵便局ネットワークの水準を維持しつつ、経営の自主性、創造性や効率性を高め、公正かつ自由な競争を促進することにより、多様で良質なサービスの実現により国民生活の利便の向上を図ることを目的としており、総務省は、日本郵政株式会社の設立や日本郵政公社の資産、業務、職員等を日本郵政株式会社や各事業会社等に承継するための「日本郵政公社の業務等の承継に係る実施計画」の認可を行うなどの民営化に向けた準備を進め、平成19年10月1日、

郵政民営化関連法に基づき、日本郵政株式会社（持株会社）及び4事業会社（郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社）並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に、旧日本郵政公社が行っていた業務等が承継され、郵政民営化がスタートした。

総務省は、今後とも、各承継会社の経営の健全性と公正かつ自由な競争が確保されるよう、各承継会社に対し、適切な監督を行っていくこととしている。

2 信書便制度の概要

信書の送達事業は、従来、国の独占とされてきたところ、「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）により、民間事業者も行うことが可能となった。

信書便事業には「一般信書便事業」と「特定信書便

事業」の2種類があり、平成15年4月の同法施行以降、一般信書便事業については参入がないものの、特定信書便事業については200を超える事業者が参入している（図表3-7-2-1）。

図表3-7-2-1 信書便事業の種類

(1) 一般信書便事業（基礎的なサービス）：許可制

a. 対象サービス：重量250g以下の信書を原則3日以内に送達する役務（義務）

b. 参入の条件

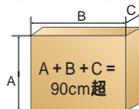
- ・ 全国提供
- ・ 差出箱の設置（全国で約10万本）
- ・ 週6日以上での配達
- ・ 秘密の保護
- ・ 適切な事業計画及び適確な遂行能力



(2) 特定信書便事業（高付加価値なサービス）：許可制

a. 対象サービス：次のいずれかに該当する信書便のみを提供する役務

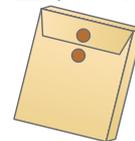
3辺90cm超、重量4kg超



3時間以内



料金1,000円超



1,000円を超える信書便物

b. 参入の条件

- ・ 秘密の保護
- ・ 適切な事業計画及び適確な遂行能力

3

新たな郵政行政の推進

(1) 郵便・信書便制度の見直しの検討状況

総務省では、平成19年10月の郵政民営化や、米国における郵便改革法の施行に向けた動きなど、郵便・信書便分野における新たな動きが見られることから、民営化以降の郵便・信書便制度全般について、その見直しに関する検討を行うため、平成19年2月から「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」を開催している。

同研究会では、平成19年11月に中間報告を取りま

とめ、一般信書便事業における郵便ネットワークの活用（信書便物の配達業務等を郵便会社が行う）や、特定信書便事業の業務範囲の拡大について、郵便事業の実態等を踏まえて検討すべきとの提言がなされた。今後は、海外事情調査、利用実態等調査及び関係事業者ヒアリング等も踏まえて、ユニバーサルサービスの確保及びあるべき制度等に関する検討を行い、最終報告が取りまとめられる予定である。

(2) 郵政行政における消費者行政の推進

総務省では、平成19年10月の郵政民営化を控え、従来の苦情処理対応を強化するため、同年5月に「郵政行政消費者相談室」を設置したほか、特に苦情や意見の多い郵便サービスについては、その水準の維持・向上を図るため、「郵便サービス水準の評価等に関する研究会」を開催し、検討を行っているところである。

また、個人情報保護の推進については、総務省では、平成18年12月から平成19年11月までの間「信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会」及び「郵便事業分野における個人情報保護に関する研究会」を開催し、両研究会における検討結果を踏まえ平成20

年3月に「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」を告示した。

両ガイドラインは、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めるとともに、「信書の秘密」に該当する個人情報については、郵便法又は信書便法の規定を遵守する必要があることにかんがみ、その取扱いに関して特に厳格な実施が求められる事項を定めている。

(3) 国際分野における郵政行政の在り方の検討

国際郵便に関する条約改正等基本ルールを定めるため4年ごとに開催されるUPU大会議（本年7月から8月にジュネーブにて開催）において、「世界郵便戦略」（ジュネーブ戦略）等の策定等、今後へ向けた新たな枠組み作り・ルール作りが行われる。

我が国としてこの大会議に積極的に対応するため、総務省では、行政としてとるべき国際的対応の在り方

について広範な検討を行う観点から、平成19年10月より「国際分野における郵政行政の在り方に関する懇談会」を開催し、本年5月に報告書を取りまとめた。報告書においては、途上国の環境対策の促進、国際郵便におけるICTの積極的活用促進や、我が国関係事業者の国際競争力強化の観点も踏まえた戦略的国際協力の推進等を提言している。